全消協ニュース

全国消防職員協議会発行／編集責任者 山崎 均／東京都千代田区六番町1 自治労会館／☎（03）3263-0271
ホームページアドレス／http://www.jichiro.gr.jp/zensyokyo/index.html

第36回全国消防職員研究集会

「人々の平和な暮らしのために消防行政を考える」をテーマに

第36回全国消防職員研究集会は、5月9日～11日、広島市「広島市青少年センター」を主会場に開催し、全国から全消協未加盟・未組織消防本部の消防職員を含め139単協、約360人が参加した。

特別講演では、広島県被団協理事長の坪井直氏の生々しい被爆体験を聞くことができ、改めて平和の大切さを感じた。

その後、参加者全員で主会場の向いにある原爆ドームを見学しながら平和記念公園で、迫会長及び島田利治広島県消協会長の献花の後、全員で黙祷を行い、被爆者への慰霊と恒久平和を誓った。

2日目からは、4つの各分科会に分かれ活発な討議を行い、組織強化、賃金・労働条件、消防救急体制、労働安全衛生、その他全般にわたり活発な議論を展開した。

最終日には、千葉恭久夕張消防協前会長から夕張の現状報告があり、会場に集まった多くの仲間は消防協活動の原点を夕張に学んだと目頭を押さえ、単協の結束を誓いあって、3日間の幕を閉じた。

（坪井直さん、夕張消防協前会長千葉恭久さんの内容については、別掲。）

特別講演

「被爆体験から」

坪井 直（日本被団協代表委員・広島県被団協理事長）

坪井さんは、大学生（20歳）の時に被爆しました。爆風で10m吹き飛ばされて気を失い、熱線で顔、両手、背中、腰、両足などほとんど全身をやけどし、ワイシャツの両袖、ズボンの半分が焼け、わずかに残った衣服もボロボロでした。

気がついた時には街全体が火の海となり、炎をさけながら逃げまどっていました。

街中に黒焦げの死体が横たわり、水を求めて川に飛び込んだ人の死体が浮かんでいました。眼球が飛び出たまま逃げる少女、皮膚が焼けてぶらさがりながら逃げる

半鐘のこだま

高校野球が大好きである。「負けたら最後」やり直しのきかない一発勝負で試合に臨む選手達の真剣さに心打たれるからだ。

3年前の札幌円山球場。あと1勝で「夢舞台」甲子園に王手をかけた駒大苫小牧ナインに、ファンが声援を送る。「甲子園の忘れ物、取り返しにいってこーい！」

今や有名になったが、前年の夏の甲子園、駒大苫小牧は、大量リードしていた初戦が降雨ノーゲーム、翌日の再試合で涙をのんだ。

つかみかけた念願の初勝利を目指す気持ちは、甲子園出場校の中で一番熱かったと思う。その後の駒大苫小牧の活躍は、ご存じのとおり。

高校野球では、監督というリーダーの存在は、余りに大きい。「名将」と呼ばれる監督たちは、技術指導だけでなく、自分の描く「夢」を熱く語り宣言することによって、自らとチームを奮い立たせ、チームに無類の力を与える。

協議会活動も「夢」なくして、前進はできない。球児ならずとも、皆が一つになり「団結権」という「夢」を追い、「九州ゴジラ・迫会長」のもと、突っ走ろう。

石山 巌
（全消協 北海道幹事）

夕張現状報告

千葉夕張消防協会長

「ふて腐れないで、がんばるべ」

給料30％カットや人員削減、悩みに悩んで先輩や同僚が次々と退職という厳しい決断を強いられる。大変だという一言では片付けられない切羽詰まった状況。仕事はどうなる、生活はどうなる、いろいろな不安が渦巻く。

千葉会長は、落ち込んでいる夕張消防協会員を集め、「世の中には、もっと辛い状況に追い込まれても頑張っている人がたくさんいる。それを考えれば何とか克服できる。金は、なんとかなる。今まで通りの仕事をするぞ、命まで取られる訳でない。」さらに「ふて腐れないでがんばるべ！ 中途半端な仕事にならないように、みんながんばるべや！」不安を打ち消し、みんなの勇気を奮い立たせるには十分すぎる言葉だった。

「協議会活動の素晴らしさは仲間作り。仲間を失わないために協議会活動があるんだ。」そう言い切る千葉さんの話に会場全体が熱くなる。団結する本当の意味をあらためて考えさせられる。

「夕張頑張っているぞー。とにかく元気だから心配しないで、みんなも頑張れ。」

講演が終わった時には、盛んなエールと拍手が湧き上がった。会場の袖で控えている会館スタッフも感動の涙。会場のあちこちでも涙、もちろん迫会長も……。

研究集会の最終日に、元気を送るはずだった夕張から逆に勇気を与えられた。

「ガンバレタ張。全消協も応援するぞ！」

次期活動家を養成

「第35回労働講座」

「消防職員の賃金・労働条件」、惨事ストレスなどのメンタルヘルスの説明と協議会としてどのようなことが出来るかを取り上げた「快適職場づくり」の4つの講座をそれぞれ全国幹事が担当し、又、講座ごとに行われたグループ討議では熱心な議論が行われた。

講義終了後の夜の交流会では、単協ごとの熱心な情報交換、全消協消防総合研究委員会（シンクタンク）との意見交換が行われた。

4月11日～13日までの3日間、東京・食糧会館で労働講座が開講した。

今回は、未組織消防本部や新規加盟単協を含め、43人の仲間が参加した。

講座は、自治体労働安全衛生研究会副会長の吉川照芳氏を講師に招いての「安全衛生管理対策」、消防救急無線のデジタル化・消防指令業務の共同運用を取り入れた「消防の広域化と財政」、地公法、労基法を基に、消防の団結権や無賃金拘束の問題を取り上げた

いちゃりばちょうで

豊見城市消防本部職員協議会

職場環境の改善と市民サービスの向上を

豊見城市は沖縄本島南部にあり、東西約6・8km、南北約5・5kmの長方形をなしており、面積は19・45㎢、人口5万4556人、北は県都の那覇市、東は南風原町・八重瀬町、南は糸満市に隣接しており、西は東シナ海に面しています。

私たちは職員の賃金・労働条件の改善や市民サービスの向上のため調査・研究し自由に意見を述べる場をつくらねばならないという思いから07年1月26日20人の会員で豊見城市消防職員協議会を結成し皆さんの仲間入りをさせて頂きました。

結成に際しまして、県消協、全消協、接する各単協など多くの皆様方より温かい御指導とご支援を頂きましたことに会員一同心より厚くお礼申し上げます。

結成から半年以上が経過しその間、労働講座や研究集会などに参加させて頂き、各単協との情報交換のなかで他消防とのあらゆる面での違い、勉強不足を思い知らされました。又、階級職場においてもしっかりとした権利意識を持つことの大切さを学びました。

私たちは、会員の権利の向上と民主的な職場づくりをめざし、良い環境のもと市民サービスの向上を図りたい、そのために団結力と行動力を持った協議会になれるよう努力していく所存であります。これからも御指導ご鞭撻のほどよろしくおねがいします。

（豊見城市消防本部職員協議会）

分科会の概要

少年、「この世の生き地獄」を見ました。坪井さんはその後40日間意識不明となり、その間の記憶がいっさいなく、意識が戻った時には、終戦を迎えていました。

坪井さんは、現在まで10回の入退院を繰り返し、今なお原爆症とたたかっておられ、時折体調を崩されることもあります。

そんな自身の体験や原爆に対する強い姿勢で、世界から核兵器がなくなることを心から願い、世界規模で活動をなさっています。

「ヒロシマ」は、決して過去のできごとではありません。核兵器廃絶と恒久平和の実現とする「ヒロシマの願い」が、全人類の約束となることを心から願うものです。

第1分科会

「組織強化拡大と未来の消防を考える」

討論の柱として「組織強化拡大と消防広域化」「消防の広域化と地方財政」「消防の広域化に対するメリット・デメリットの抽出」の3点を取り上げた。

午前は、自治労森組織局次長から「消防職場をとりまく情勢と自治労の消防職員支援活動」として、団結権をめぐるＩＬＯと日本政府の動向、消防職員に対する労働基本権のあり方に対する日本政府内における議論状況についての経過説明・報告があった。自治労の組織拡大方針として、自治労はもとより全消協の組織強化拡大が急務であり、消防職員の団結権獲得にむけ、最低1年で1単協結成をめざすことが提起された。

続いて自治総研飛田講師から、「地方財政の現状と今後の改革動向」として、地方財政について国と地方の財源配分、地方財政の中での消防費の位置づけ、基本方針2006による地方財政改革の動向と、新しい地方財政再生制度の整備についての講義がされた。

沖縄県消協島会長からは、消防広域再編の現状報告として、県消防長会は県下一消防本部を決議し、2011年をめどに消防広域化、2013年をめどに消防救急無線のデジタル化を県域で整備する方針であるとの報告をうけた。

午後は飛田講師から「消防行政の財源保障と広域化問題」と題し、消防費の財源保証、広域化財政措置、広域化と財政効率について講義がなされた。

続いて、グループに分かれ、地形・道路状況・生活圏・面積等考慮しながら、住民サービスの質・量、職員の身分・階級、給料・手当、福利厚生、予算面についてメリット・デメリットについて活発に討議し、住民サービスの向上か低下か、地水利・給与・人員・通勤・組織の拡大化による充実と弱体化等の問題点を抽出した。

また、山崎事務局長から、年末年始の休日給支給問題、消防職員委員会制度の検証とＰＳＩを活用した団結権獲得にむけた国内外からの取り組み、住民の立場に立った消防サービスの提供と職員の処遇改善のない広域化は受け入れられないと提起された。

総括として、鳥生副会長から消防の広域化に対し住民・職員の目線で議論でき、総務省に対し地域の特殊性を十分考慮した消防の広域化となるよう働きかけられるよう今後議論を重ねるとともに、県が策定する推進計画、市町村が策定する広域消防運営計画に対し、各単協と連携して住民サービス及び消防職員の権利向上のため努力していくことを確認し、分科会終了となった。

第2分科会

「賃金・労働条件改善のために」

第2分科会は、ナリッジ共同法律事務所の小倉知子弁護士、渡辺晶子弁護士を迎えて労働基準法と交替制勤務職場をテーマに討論を進めることを座長から提起した。

午前は小倉・渡辺両弁護士から「休憩時間と勤務時間の振替」について講演いただき、現在措置要求を行っている佐世保消防協の事例から、問題解決にむけた取り組み方法の提起があった。民間では労使交渉で解決する問題でも、公務員の場合は直接的に当局に訴える場がないので公平委員会に訴えなければ解決しない。今回の佐世保消防協措置要求の争点として、1点目は勤務時間条例主義に反するということ。2点目は、労基法は15条1項に明示義務を規定し施行規則5条に明示すべき労働条件項目をあげているが、労働条件明示義務の趣旨は、使用者の恣意的な労働条件変更を阻止するものであり、今回の件は、まさにこれに該当する。3点目は、消防長通知文の法規範性を取り上げ、通知は行政文書の一種で、単なる事実の伝達文書にすぎないということ。4点目は、22時から5時までの勤務時間制を取り上げ、その判例紹介として、大星ビル管理会社事件、青梅市管理業務事件、愛知県警手当請求事件などから、本事例との相違点の有無を考察した。

午後は、伊藤副会長から特殊勤務手当の撤廃も含めた見直しに関し、特殊勤務手当の制度趣旨からいって、消防業務の持つ特殊性を強く訴えながら特殊勤務手当の要

求をすべきとの提言があった。その後、年末年始の休日給の取扱について、また、労基法は使用者が守らなければならない法律であり、労働者が違反しても罰則がないとの講義を受け、グループ討議に移行した。グループ討議では、実態として勤務サイクルを8週間で行っている単協がかなりあること、年間で勤務サイクルを組みその中に祝日も週休と同じ指定休という言葉で組み込まれ週休なのか休日休なのかがわからないといった単協もあるという報告があった。また、昼間の休憩時間中の出動を時間外勤務手当でもらった場合に食事時間はどう取り扱われるのかといった質問や、代休日の割増賃金についての取り扱い、夜間特殊業務手当の問題、管理職隔勤者の時間外勤務についての取り扱い、非番日等の時間外勤務に対する代休処理の問題など、各単協で抱えている問題点について、論議を交わした。

「権利意識を持たねば権利を持つ意味はない。」という小倉弁護士の言葉に象徴されるように、消防職員も研究集会などを通し知識を得ることの必要性、正当な権利を主張していくことが大事だと感じる分科会となった。

第3分科会

「消防救急体制の課題」

福山市民病院の宮庄浩司救命救急センター長を講師に迎え、福山市の救急医療の現状を伺った。

宮庄浩司救命救急センター長は、大きな課題として3点をあげた。1点目は、地域ＭＣ協議会のあり方。ＭＣ協議会が発足したのは包括的支持下での除細動開始前日で、医師に認識がない中での始動だったため、その後2年余りスムーズな運用とはならなかった。

さらに、総務省と厚労省の縦割り行政の壁、また、ＭＣ協議会は大都会とそれ以外の市町村では、大きな格差があること。

2点目は、地域密着型の救急医療の確立。住民は、救命救急センターを何でも診てもらえる、いつでも24時間専門医がいると勘違いしている傾向がある。また、二次病院に医師がいるにもかかわらずセンターに依存する、しかし、期待に反して救急医療に携わる医師の不足。結果、加重労働・ストレス問題が生まれ、体調を崩す医師も多い。

3点目は、救命士の質の向上。医師と救命士が顔の見える状況を構築する必要がある。医師と救命士の信頼関係、医師が救命士個々の技量をどれほど知っているか等、人間関係の問題と救命士個人の資質の向上は、早急な課題。以上3点をあげた。

また、2単協から119番受信時トリアージについて報告があった。それぞれ、システム紹介の他、119番受信時の問題点として、通報内容と現場での差異が著しい場合や、通報者との言葉の行き違いによるトラブルなど患者との問題点などを指摘していた。

グループ討議では、救急件数を減らすための方策と今後の救命処置の拡大は何かという2つの課題で討議をした。

救急件数を減らすための方策では、①マスメディア等を利用したＰＲ、②転院搬送のあり方、③福祉施設等の軽症患者自前対応、④有料化、⑤常習化傾向の精神科救急問題、⑥119番トリアージ対応という意見が多数を占めた。

今後、予想される救命士の処置拡大として、①薬剤投与の拡大、②糖尿病患者の血糖値測定、③ＣＰＡ前の静脈路確保などが上げられた。

最後に横浜消防が行っている転院搬送について紹介があり、当局と医師会など関係団体との調整が図られ合意の上で、救急搬送の適正利用を図っているという報告があった。

また、老人福祉施設等は企業設置が多く、軽症・中等症は施設責任で寝台車の設置や24時間で運用できるようルール化させる必要があるという意見もあった。

これらの意見を現場の声とし総務省や厚労省に訴えていく必要があり、また、反映されるような協議会活動を展開する必要があるとして分科会を終了した。

第4分科会

「労働安全衛生～公務災害補償と心のケア」

分科会テーマを「健康に働き続けられる職場を作る」とし、二人の講師を招き分科会を開催した。

はじめに、西東京共同法律事務所西畠弁護士から、公務災害補償を認定問題のみにとどめず再発防止対策など総合的に取り組むために、請求実務とともに請求事務体制や再発防止活動体制など、公務災害にかかわる活動のあり方について、講義・実習・討論を行った。

講義は、「公務災害や通勤災害など補償の対象となる災害」について、公務上認定の2要件「公務遂行性及び公務起因性」を踏まえ、公務災害認定請求の実務の流れや必要な提出書類作成など、実例を挙げて解りやすいものであった。

その後、講演の内容を踏まえ、いくつかの事例についてグループ討論を行った。

西畠弁護士は、明るい職場づくりや同僚が支えるような職場づくりが必要であること。使用者責任もあるが、協議会の支えが必要であり、会員一人ひとりがセミプロになるような学習を行う必要があると締めくくった。

次に兵庫県「こころのケアセンター」加藤寛医学博士から「メンタルヘルス対策の基礎知識と協議会の関わり」と題した講演を受けた。

阪神大震災の経験を踏まえ、惨事ストレス（ＣＩＳ）や外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）の背景・症状、消防職員が他の職種よりも惨事ストレスを引き起こしやすい状況であること、救援者である消防職員が受けるストレスについて具体的な対策の必要性について学んだ。

惨事ストレスへの対応は事前準備が不可欠であり、①専門知識を得た職員の養成、②事後対策は試行錯誤の段階であるが、消防に見合った方法を確立し一体感・職業意識あるいは情緒的な交流を促進する行事や人間関係は重要であるとの提案を受けた。

全体総括として、公務災害補償については初期の対応が重要で、発症の時期を明確にした早期な手続き申請また規程の整備の確立。メンタルヘルスについては消防職場特有の対策を確立するための更なる調査研究が求められるとともに、相互理解の学習が重要であるとの認識を持ち、分科会を終了した。